

健康保険組合からのお知らせ（一部負担金等の免除期間の延長等）

—東日本大震災により被災された皆様へ—

ジェイアールグループ健康保険組合

東日本大震災により被害にあわれた皆様方には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、被災日以降実施されてきた一部負担金等の免除措置について、令和3年3月以降の免除対象者及び免除対象期間が、下記のとおりとなりましたのでご連絡いたします。

1. 一部負担金(*1)を除く免除対象者及び期間について

避難区域等	標準報酬月額(*3)		免除対象期間	
			令和2年3月1日～ 令和3年2月28日	令和3年3月1日～ 令和4年2月28日
帰還困難区域等 (注1)	上位所得層	53万円以上	○	○
	一般所得層	53万円未満	○	○
旧避難指示区域等 (注2)	上位所得層	53万円以上	対象外(*2)	対象外(*2)
	一般所得層	53万円未満	○	○

(注1) 帰還困難区域等【①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域】の3つの区域をいう。

(注2) 旧避難指示区域等【平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楢葉町の一部）、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）、令和元年度に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）】の区域等をいう。

(*1) 「柔道整復（接骨院等）や鍼灸・マッサージの施術」「治療用装具の作成」「保険証を提示せず受けた診療」などに係る一部負担金相当額や標準負担額（入院時の食事代）は、免除対象となりませんのでご注意ください。

(*2) 令和3年2月末時点で、一般所得層から上位所得層に変更となった場合は、一部負担金免除対象となります。
なお、上位所得層となる被保険者と判断したうえで、令和3年9月1日以降は免除証明書を返納となります。

(*3) 令和3年3月1日以降、標準報酬月額が改定され、上位所得層から一般所得層に変更となった場合には、免除対象者として再認定とすることとなります。

2. 免除証明書の交付方法

- 継続交付 申請は不要
一部負担金等免除対象者の方に対し、有効期限を延長した「健康保険一部負担金等免除証明書」（以下「免除証明書」という。）を交付（事業主経由）します。
- 新規交付 「健康保険一部負担金等免除申請書」に「罹災証明書（写）」を添付の上、（事業主経由）で当健保宛に申請してください。

○「免除証明書」の返納について

現在お手元にある令和3年2月28日まで有効期限の免除証明書を、速やかに返納してください。

（健保事務センター NTT03-5334-1029 平日10:00～17:00）